

## 文教厚生常任委員会報告

文教厚生常任委員会の報告を行います。

去る2月26日の本会議において、当委員会に付託されました案件について、3月2日、委員7名出席のもと、委員会を開催しました。

付託されました案件は、条例制定3件です。

審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・討論・採決を行いました。

「議案第8号 上野原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、一般廃棄物における粗大ごみの処理手数料の適正化に伴い、粗大ごみの予約収集と持ち込み収集の手数料を、持ち込み収集の料金に統一し、予約収集の1回あたりの手数料に収集運搬費を加算するとともに、所要の改正を行うものです。

委員からの、高齢者や障害者世帯への支援として、粗大ごみに限らず一般廃棄物の自宅前の収集についても検討しているのか、という質問については、日常の家庭ごみ等の自宅前の収集については、関係課とも連携しながら検討していきたい、との説明がありました。

「議案第9号 上野原市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について」は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、市内の特定乳児等通園支援事業者が運営上従うべき基準等について定めるものです。

委員からの、こども誰でも通園制度における月10時間の利用枠について、民間事業所での実施や市の確認事務においてどのように扱われるのか、という質問については、月10時間は国からの補助算定基準上の上限であり、事業所の判断でこれを超えて受け入れることは可能だが、超過分は補助対象外となること。また、4月1日以降は、公立保育所で実施し、一時預かり事業と併用して対応していく、との説明がありました。

「議案第10号 上野原市重度心身障害者医療費助成条例等の一部を改正する条例制定について」は、子育てに係る経済的負担軽減を図るため、18歳までの子どもの入院時食事療養費の自己負担分を医療費助成の対象に追加するにあたり、上野原市重度心身障害者医療費助成条例、上野原市ひとり親家庭医療費助

成に関する条例、及び上野原市子ども医療費助成に関する条例の改正をするものです。

以上、当局提出3案件について採決を行った結果、議案第9号については、異議があったため起立採決を行った結果、原案どおり可決すべきものと決定しました。

他2案件については、いずれも全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、委員からは、廃棄物処理について調査すべきとの意見があり、閉会中の視察調査とすることに決定しました。ごみ処理に関しては、多方面にわたる調査が必要であることから、総務産業常任委員会と合同で視察調査を行うこととしました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。